

事務連絡  
令和3年5月14日

建設業者団体の長 殿

建設企画課長

### 新型コロナウイルス感染症に係る対策の徹底について

長崎県内の新型コロナウイルス感染症に伴う感染段階のステージが、昨日5月13日に最高ランクの「5」に引き上げられました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、ガイドラインの徹底など通知しておりますが、感染が拡大している現状を踏まえ、今一度、対策の徹底をお願いいたします。

#### 記

##### ○現場における感染対策の徹底について

現場における感染対策として、国土交通省策定の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の徹底をお願いいたします。

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月14日  
（令和3年5月12日改訂版）

国土交通省ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策」

3[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

##### ○建設業従事者の感染が発生した場合について

保健所の指導に従うとともに、契約中の工事・業務委託の監督職員へ感染が確認された旨、ご連絡をお願いいたします。

また、令和2年6月1日付け建設企画課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る長崎県土木部の対応」に従い、工事・業務委託の一時中止が必要な場合は、発注者に対し申し出るようお願いいたします。

以上

事務連絡  
令和3年5月14日

建設関連業者団体の長 殿

建設企画課長

### 新型コロナウイルス感染症に係る対策の徹底について

長崎県内の新型コロナウイルス感染症に伴う感染段階のステージが、昨日5月13日に最高ランクの「5」に引き上げられました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、ガイドラインの徹底など通知しておりますが、感染が拡大している現状を踏まえ、今一度、対策の徹底をお願いいたします。

### 記

#### ○現場における感染対策の徹底について

現場における感染対策として、国土交通省策定の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の徹底をお願いいたします。

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））

国土交通省ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策」

3[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

#### ○建設業従事者の感染が発生した場合について

保健所の指導に従うとともに、契約中の工事・業務委託の監督職員へ感染が確認された旨、ご連絡をお願いいたします。

また、令和2年6月1日付け建設企画課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る長崎県土木部の対応」に従い、工事・業務委託の一時中止が必要な場合は、発注者に対し申し出るようお願いいたします。

以上

事務連絡  
令和3年5月14日

受注者 各位

建設企画課長

### 新型コロナウイルス感染症に係る対策の徹底について

長崎県内の新型コロナウイルス感染症に伴う感染段階のステージが、昨日5月13日に最高ランクの「5」に引き上げられました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、ガイドラインの徹底など通知しておりますが、感染が拡大している現状を踏まえ、今一度、対策の徹底をお願いいたします。

### 記

#### ○現場における感染対策の徹底について

現場における感染対策として、国土交通省策定の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の徹底をお願いいたします。

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））

国土交通省ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策」

3[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

#### ○建設業従事者の感染が発生した場合について

保健所の指導に従うとともに、契約中の工事・業務委託の監督職員へ感染が確認された旨、ご連絡をお願いいたします。

また、令和2年6月1日付け建設企画課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る長崎県土木部の対応」に従い、工事・業務委託の一時中止が必要な場合は、発注者に対し申し出るようお願いいたします。

以上